

佐世保市障がい者日常生活用具給付等事業実施要綱

(目的)

第1条 佐世保市障がい者日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）は、在宅の身体障がい者及び知的障がい者及び精神障がい者（以下「障がい者」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）の給付を行い、又は共同利用させることにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、佐世保市とする。

(給付する用具の種目及び対象者)

第3条 給付の対象とする用具の種類は、別表に定める種目とし、対象者は、市内に住所を有する在宅の障害手帳を保持する者であって、同表に定める対象者に該当するものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、給付の対象とする用具の貸与又は購入費の支給を受けることができる者は、対象者とししない。

2 既に給付を受けている用具と同一種目の用具の給付申請については、当該既に給付を受けている用具が別表に定める耐用年数の期間を経過していない場合は、給付の対象とししない。

(給付の申請)

第4条 第3条に規定する対象者で、用具の給付を受けようとする者は、福祉事務所に對して、当該用具の見積書その他福祉事務局長が必要と認める書類を添えて日常生活用具給付申請書（様式第1号）により申請しなければならない。

2 前項の規定により、用具の給付を受けようとする者が18歳未満であるときは、その保護者が申請するものとする。

(給付の決定)

第5条 福祉事務局長は、前条の規定により申請があったときは、当該対象者の身体の状態、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を調査し、速やかに給付の可否を決定しなければならない。

2 福祉事務局長は、前条の規定による申請に対して、給付の決定を行ったときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するとともに、日常生活用具給付券（様式第3号）を申請者に交付するものとする。

3 福祉事務局長は、前条の規定による申請に対して、給付しないことを決定したときは、却下決定通知書（様式第4号）により当該申請者に通知するものとする。

4 福祉事務局長は、第2項の規定により交付する日常生活用具給付券のうち、排泄支援用具に係るものについては、次に掲げる取扱いをするものとする。

(1) 暦月を単位として、1箇月につき日常生活用具給付券1枚を交付すること。

(2) 別表に定める基準単価の額の範囲内で1箇月に必要とする排泄管理用具に相当する額を

日常生活用具給付券1枚に記載して交付すること。

- (3) 1回の申請につき日常生活用具給付券6枚までを一括して交付すること。ただし、年度を超えないものとする。

5 福祉事務所長は、第2項の規定により公布する日常生活用具給付券のうち、人工喉頭の中の人口鼻器具に係るものについては、次に掲げる取扱をするものとする。

- (1) 月を単位として、1箇月につき日常生活用具給付券1枚を交付すること。
- (2) 別表に定める基準単価の額の範囲内で1箇月に必要とする人工喉頭の中の人口鼻器具に相当する額を日常生活用具給付券1枚に記載して交付すること。
- (3) 1回の申請につき日常生活用具給付券6枚までを一括して交付すること。ただし、年度を超えないものとする。

(用具の受領)

第6条 前条第2項の規定により、給付の決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）は、用具の製作若しくは販売を業とする者又は住宅の改修を請け負う業者（以下「業者」という。）に日常生活用具給付券を提出し、用具を受領するものとする。

(給付決定者の負担)

第7条 給付決定者は、当該用具の給付に要する費用（当該用具の額が別表に定める基準単価の額以下の場合、当該用具の額を、当該用具の額が別表に定める基準単価の額を超える場合は、当該基準単価の額をいう。）の1割に相当する額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を負担するものとし、当該用具を受領するときに直接業者に支払わなければならない。ただし、給付決定者が負担する額は、当該給付決定者の家計に与える影響その他の事情を勘案し、世帯の状況により、1箇月に給付決定者が負担する額の上限額として、次の各号に定める額（以下「利用者負担上限額」という。）を超えない額とする。

- (1) 第6条第2項の規定による給付の決定がなされた日（以下「決定日」という。）の属する年度（決定日が4月から6月までの間にあつては、前年度とする。以下同じ。）の市町村民税について、給付決定者が属する世帯（給付を受けようとする者が18歳以上の場合は障がい者本人及び配偶者、18歳未満の場合はその保護者の属する世帯員とする。以下同じ。）の世帯員全員の均等割及び所得割（地方税法〔昭和25年法律第226号〕第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割（それぞれ同法の規定による特別区民税に係るものを含み、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額（地方税法第318条に規定する賦課期日において、指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。）又は均等割の額から順次控除した額）をいう。以下同じ。）がいずれも非課税の場合 0円
- (2) 決定日の属する年度の市町村民税について、給付決定者が属する世帯の世帯員のうち税額

が最も高い者が均等割課税のみである場合、又は所得割額が33,000円未満である場合
5,000円

(3) 決定日の属する年度の市町村民税について、給付決定者が属する世帯の世帯員のうち税額
が最も高い者の所得割額が33,000円以上235,000円未満である場合 10,0
00円

(4) 決定日の属する年度の市町村民税について、給付決定者が属する世帯の世帯員のうち税額
が最も高い者の所得割額が235,000円以上である場合 20,000円

2 前項の規定にかかわらず、決定日において、給付決定者が属する世帯の世帯全員が生活保護
法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者及び中国残留邦人等の円滑な
帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定により支
援給付を受けている者である場合は、当該給付決定者の負担は、ないものとする。

3 給付決定者は、当該用具の額が別表に定める基準単価の額を超える場合にあっては、第1項
の給付決定者が負担する額に加え、当該用具の額から別表に定める基準単価の額を除いた金額
を直接業者に支払わなければならない。

4 排泄支援用具の給付に係る給付決定者の負担の算定については、給付券1枚ごとに行うもの
とする。

（業者への支払）

第8条 市長は、業者から用具の給付に係る請求があったときは、前条第1項に規定する
当該用具の給付に要する費用から同項の規定により、給付決定者が直接業者に支払った
額を減じた額を支払うものとする。

2 前項による費用の請求は、請求書に日常生活用具給付券を添付して行うものとする。

（譲渡等の禁止）

第9条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸
し付け、又は担保に供してはならない。

（費用及び用具の返還）

第10条 福祉事務所長は、虚偽その他不正な手段により用具の給付を受けた者又は前項の規定
に反した者がいるときは、当該給付を受けた者に対し、直ちに、用具の給付に要した費用の全
額又は一部を返還させるものとする。

（雑則）

第11条 居宅生活動作補助用具の給付について必要な事項は、この要綱によるもののほか住宅
改修費給付実施要領（平成12年4月1日施行）に定めるところによる。

2 点字図書給付について必要な事項は、この要綱によるもののほか佐世保市点字図書給付事
業実施要綱（平成12年4月1日施行）に定めるところによる。

3 前2項のほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年7月1日から施行する。
(佐世保市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止)
- 2 佐世保市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成12年4月1日施行)は、廃止する。
(佐世保市重度身体障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱の廃止)
- 3 佐世保市重度身体障害児・者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成12年4月1日施行)は、廃止する。
(住宅改修費給付実施要領の一部改正)
- 4 住宅改修費給付実施要領(平成12年4月1日施行)の一部を次のように改正する。第1条中「重度障害児・者日常生活用具等給付実施要綱及び、重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱」を「佐世保市障がい者日常生活用具給付等事業実施要綱」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の佐世保市障がい者日常生活用具給付等事業実施要綱様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。